

## 質問

標準管理規約に準拠している管理組合において、総会で大規模修繕工事の実施について審議しているなかで、工事内容の一部を改めて確認しなければ、その要否が判断できない状況となった。この場合、改めて総会を開催せずに、理事会で工事内容の一部を確認し、その後、理事会で決議できるようにすることは可能か。

## 回答

標準管理規約第54条（議決事項）では、理事会決議事項を規定しているが、第九号には「総会から付託された事項」がある。

例えば、総会での審議において、議案の内容のうち、工事内容、工事金額及び工事実施時期の細部について、その確認や検討を要する事項が生じた場合には、工事における材料、工法、寸法や性能の著しい変更を伴わないとき、工事金額が議案で提示された金額を超過しないときや工事実施時期の変更が1～2ヵ月程度の短期間の変更であれば、理事会に付託し、理事会で決議することができる。

ただし、工事の実施自体を付託することはできず、工事内容、工事金額及び工事実施時期が大幅に変更となる場合には、その課題を整理した上で、改めて総会を開催し、審議することが望ましい。

なお、総会から付託された事項を理事会で決議した場合には、決議した結果を掲示や配布物等で組合員等に周知することが必要である。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。